

第1回検討会の概要(各参集者の意見)

事務局から、現行の規制(海外含む)、法の遵守状況について説明した後、各論点について議論が行われた。各論点に対する、参集者の意見の概要は以下のとおり。

1. 特別規則の対象でない化学物質を含む化学物質管理の原則について
 - ・事務局の示した考え方に基本的に賛成。欧米でも本質安全、安全防護、管理の手法の順番に則りリスクを下げる“スリーステップメソッド”が確立されている。爆発等においても然り。
 - ・危険物と化学物質の取扱いを本当にうまく噛み合わせて話ができるのかというのは少し疑問。化学物質について、安衛法は毒性中心、危険性については危険物の枠組みで規制されている。
 - ・各法令を横並びで見て、どのようにリンクさせていくか検討が必要。
 - ・教育は行うべきだが、実施者・内容をどうするか精査が必要。中小企業では実施が難しいので、適切な支援が必要。
 - ・対策を進めるためには支援だけでなく、法の義務による規制もある程度必要。
 - ・論点が3つに分かれているが、本来一緒に議論すべきもの。その議論の中で、労働者の参画が不可欠。
 - ・過去の化学物質の不適切な扱いによる事故事例を周知する仕組みがあると、対策が進むのではないか。
 - ・労働者が自発的に安全衛生の勉強をして、意見を出していくような前提条件を整備するための取組も必要。その中でベテランをうまく活用すべき。
2. 危険有害性及びばく露の実態に応じた化学物質管理のあり方について
 - ・適切な措置をとるために、まずリスクアセスメントが必要。現行の安衛法第28条の2をしっかりと指導していくべきではないか。
 - ・リスクアセスメントをしても、事故は起こる。重要なのは、事故の発生時に労働者が当該物質の危険有害性情報を知っていたかということ。
 - ・中小企業は努力義務だからやらなくても良いという考え方では無く、そこまで手が回っていないのが実態。規制強化という側面からだけではなく、教育等の周知啓発活動に重点を置いた方が実効性があるのではないか。教育を受けた人が、その知識を他の労働者に自ら広げていくような施策も必要。
 - ・事故時の詳細情報を収集して、リスクアセスメントの質を上げることも必要。
 - ・厚労省が作成した既存のツールであるコントロール・バンディングを、もっと周知していく必要がある。

- ・ハザードの高い物質に対して、リスクアセスメントを義務化するという考え方には反対。世界の考え方の主流はリスクベースで、リスクはハザードとばく露で決まるもの。リスクが低くてもばく露量が多い物質が規制から漏れることは問題。
- ・EU でリスクアセスメントが義務化されているということは、事業者が簡便に行えるツールがあるのではないか。
- ・リスクアセスメントをしないとリスクの高低はわからないので、リスクの高い物質で規制をかけようとする本末転倒になる。
- ・胆管がん問題を踏まえると、発がん性のような重篤な要素に着目して、施策の優先度付けを行うことが必要。

3. 表示・SDS交付等の危険有害性情報伝達の促進等について

- ・たとえ労働法を守らない事業者の下で働いていたとしても、労働者が自らの身を守る術を法の中に担保しておく必要がある。その重要なツールとして①危険有害性の情報の共有、②労働者の申告があると思う。
- ・ラベルは情報伝達のツールとして重要だと考えるが、情報量が限られるので、必要な情報が伝達されないことにならないか心配。
- ・ラベルの施策を進めた結果、SDSが後退しないように配慮願いたい。
- ・GHSの意味が世の中に未だ浸透していない。より一層の周知が必要。
- ・既存の表示を尊重しつつ、ファーストインプレッション力を高めるために、どういう有害性情報伝達のあり方が適当かという点について整理が必要。
- ・情報伝達の際、川上から川下に向かう途中の川中は中小企業が多く、ここで情報伝達がうまくいかない。彼らに対する教育啓発を図ることが円滑な情報伝達の第一歩。
- ・法律で情報伝達を義務づけた際、川中の企業がどこまで情報を要求するか予想できない。企業の機密情報の関係もあり難しい問題。
- ・情報伝達の方法として、ホームページ等に情報を掲載し、誰でもアクセスできる方法が効率的ではないか。